

平成26年9月16日

平成26年度 発注者責任を果たすための今後の  
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第1回)

資料3

# 発注体制を整備できない発注者に対する 支援のあり方

---

# 発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

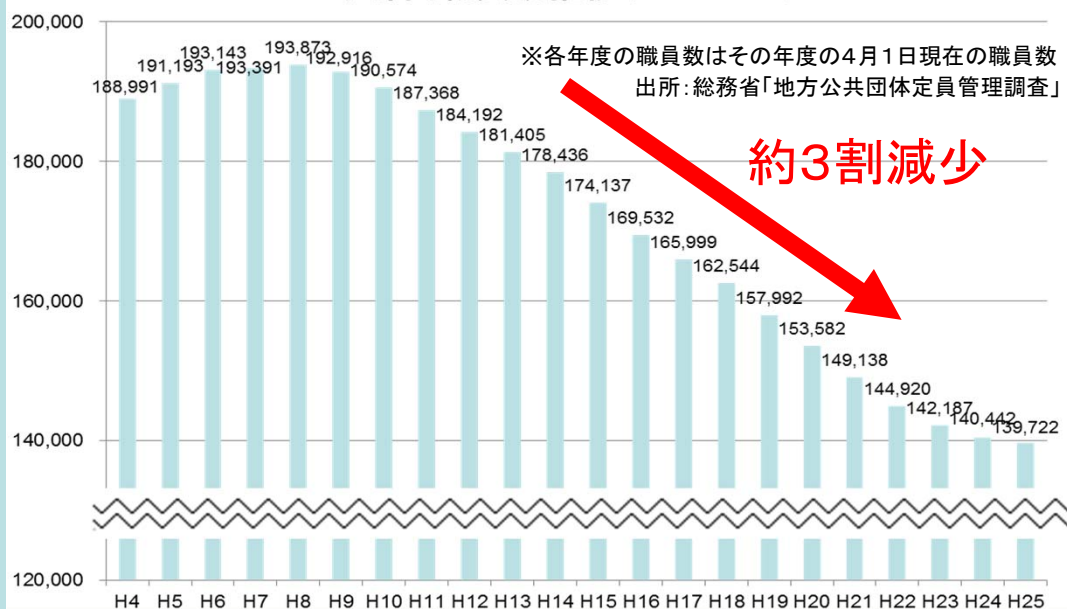
第1回懇談会(H25.11.15)資料に基づき作成

## 現状と課題：受発注者における業務負担の増大

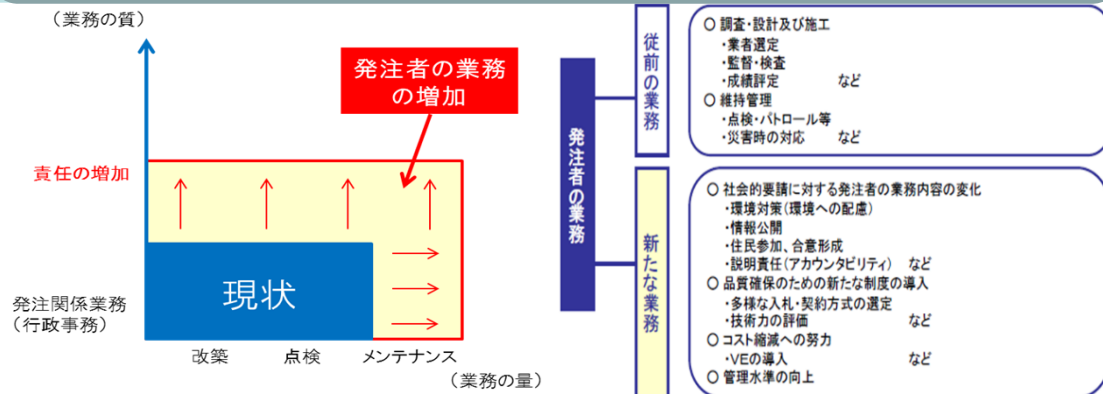
- 「道路法施行規則」(H26.4.2改正) → 道路の点検基準等(5年に1回の頻度、近接目視)
- 「公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律」(H26.6.4改正) → 「発注者の責務」の明確化
- …一方で、
- 行政ニーズの多様化による受発注者の業務負担の増大
- 定員削減等による若手職員減少、退職者増加による業務負担の増大

### 地方公共団体における土木部門の職員数はピーク時(H8年度)から約3割減少

土木部門職員数推移(H4~H25)



### 発注者の業務は、従前の業務(業者選定や監督・検査等)に加え、昨今の社会的要請等により新たな業務が発生してきており、内容は多岐にわたっている



従前の業務に加え、改正品確法による発注者責務は、今後増える見込み

- ①業務の質:品確法の改正 → 発注者の責任の明確化
  - ・予定価格の適切な設定、計画的な発注、適切な工期、適切な設計変更 等
- ②業務の量:長寿命化基本計画 → メンテナンスサイクルの実施
  - ・行動計画・個別施設計画の策定
- ③道路法施行規則の改正 → 5年に1度、近接目視による全数監視
  - ・道路管理の義務の明確化

# 発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

## 現状と課題

- 行政ニーズの多様化による受発注者業務負担の増大
- 定員削減等による若手職員の減少、退職者増加による業務負担の増大

**論点① 地方公共団体における発注関係事務に係る体制や技術力等の実態は？**

**論点② 地方公共団体における発注関係事務の実施状況と実施できていない場合の要因は？**

**論点③ 地方公共団体に対する支援のあり方は？**

## 検討の方向性

- アンケート調査により、地方公共団体の職員数や経験年数・資格保有の状況等から、発注者の体制、技術力を把握
- アンケート調査により、地方公共団体における発注関係事務の実施状況と実施できていない場合の要因を把握することにより、発注者の体制や技術力等との関係を把握
- アンケートにより得られた地方公共団体の要望等を、発注者協議会等において共有し、発注体制を整備できない地方公共団体に対する支援策等を検討

# 発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

## 地方公共団体における

- ①発注関係事務に係る体制や技術力等
- ②発注関係事務の実施状況
- ③発注関係事務を適切に実施するための要望等

を把握するため、地方公共団体を対象にアンケート調査を実施

## アンケート調査の目的

- アンケートの調査結果を集計・整理し、実態調査結果を地方公共団体にフィードバックすることで、団体自らの体制や技術力等の程度を自己認識してもらうための基礎資料とする
- 発注者協議会等においてアンケート調査結果を共有することにより、必要とされる支援策等を検討するための基礎資料とする

## 調査対象範囲

対象とする地方公共団体（平成26年4月5日現在）

- 都道府県 : 47団体
- 政令指定都市 : 20団体
- 市区町村 : 1, 721団体(市770、区23、町745、村183)

# 発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

## 論点① 地方公共団体における発注関係事務に係る体制や技術力等の実態は？

アンケートにて、各地方公共団体における体制及び技術力に関する現状を把握

### 発注者の体制

地方公共団体の発注関係事務を担当する職員体制(人数)を把握

発注者の体制

発注関係事務ごとの担当職員数、技術職員数 等

### 発注者の技術力

地方公共団体の技術職員の保有資格や経験年数、研修実績などを把握

- 発注関係事務を実施する技術職員の資格(国家資格など)
- 技術研修・講習会等の実績

資 格

技術資格の保有状況  
(技術士、一級土木施工管理技士資格の数) 等

技 術 力

(マネジメント力、検査能力、説明能力等)

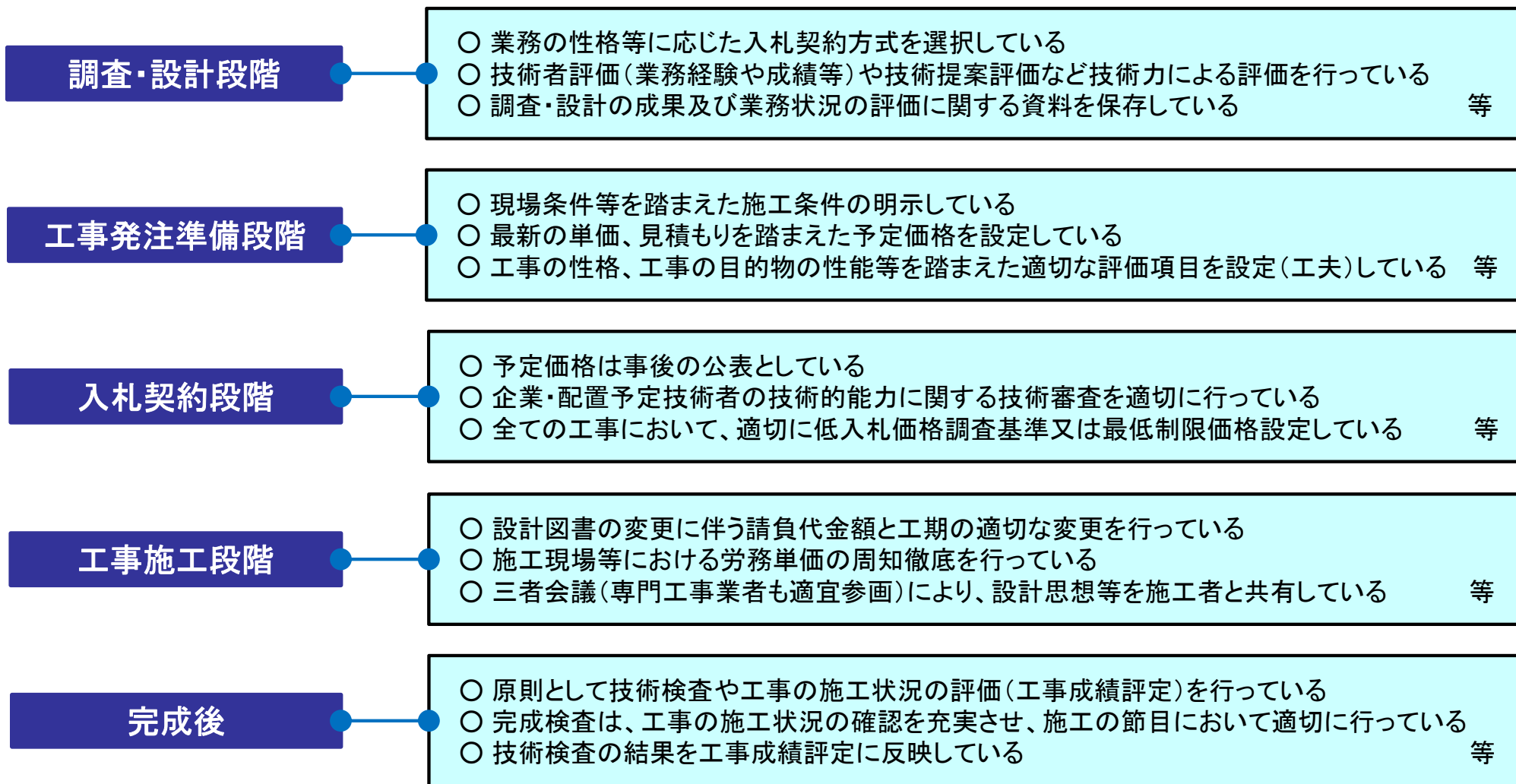
技術研修・講習会等への参加・派遣の有無 等

# 発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

## 論点② 地方公共団体における発注関係事務の実施状況と実施できていない場合の要因は？

改正品確法第22条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」で策定される事務が適切に実施できているかを、アンケート調査により把握

### 「発注関係事務」の適切な実施例





# 発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

## 論点② 地方公共団体における発注関係事務の実施状況と実施できていない場合の要因は？

アンケートにて、「発注関係事務の運用に関する指針」骨子イメージ案の各項目毎に実施状況を把握し、適切に実施していない場合の要因、更に適切に実施するための取り組み状況について把握

※アンケート実施に先だち、10団体程度のサンプル調査を実施する予定

### 工事発注準備段階における実施状況(設問イメージ)

#### 「発注関係事務」の実施状況

「あまり実施できていない」又は  
「適切に実施できていない」を選択した場合

#### 適切に実施できていない場合の要因

#### (3) 入札契約段階

#### ⑩競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保

・工事内容を踏まえ、地域要件や施工実績などの競争参加資格を適切に設定

- 適切に実施できている
- 概ね適切に実施できている
- あまり適切に実施できていない
- 適切に実施できていない

・予定価格の事後公表

- 適切に実施できている
- 概ね適切に実施できている
- あまり適切に実施できていない
- 適切に実施できていない

・最低制限価格・低入札価格調査基準価格の事後公表

- 適切に実施できている
- 概ね適切に実施できている
- あまり適切に実施できていない
- 適切に実施できていない

- 職員数の不足
- 技術的な能力の不足
- 事務的な能力の不足
- 実施頻度がすくないため、体制の整備や人材育成の負担が大きい
- 参考となる要綱・要領等の未整備
- 予算上の制約
- 議会や内部の意思決定等の手続きによるもの  
(内容:[例] 議会による承認が必要 など )
- その他( )

#### 「発注関係事務」を適切に実施するための取り組み状況

- 国や都道府県等に相談
- 外部支援者を活用している
- 近隣の市区町村と連携
- 外部支援者を活用していない
- その他( )

#### 外部支援者を活用していない要因

- 外部支援の必要がない
- 活用したいが、支援を行う担い手がない
- 活用したいが、支援者選定・契約方法等が分からない
- 予算上の制約
- その他( )

特筆すべき取り組みの状況【自由記述】

# 発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

## 論点③ 地方公共団体に対する支援のあり方は？

アンケートにて、国等から支援(例えば、情報提供、基準・要領類の共有、研修会等の開催)を望む発注関係事務(「発注関係事務の運用に関する指針」骨子イメージ案の各項目)を把握

### 国等からの支援を望む発注関係事務(設問イメージ)

#### 支援を望む段階の状況

##### (1) 調査・設計段階

- ① 事業目標の設定、事業全体の工程計画の作成
- ② 調査・設計の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ③ 技術者能力の資格による評価等による調査・設計の品質確保
- その他 ( )

##### (2) 工事発注段階

- ④ 工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択
- ⑤ 予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- ⑥ 現場条件等を踏まえた、適切な設計書、図面、仕様書の作成
- ⑦ 担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保のための適正な予定価格、工期の設定
- ⑧ 工事の性格等に基づいた適切な技術提案審査項目の設定
- ⑨ 発注や工事施工時期の平準化
- その他 ( )

##### (3) 入札契約段階

- ⑩ 競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保
- ⑪ 企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約
- ⑫ 不調・不落時の見積徴集方式の活用等、円滑な施工確保対策
- ⑬ 公正性・透明性の確保、不正行為の排除
- その他 ( )

⋮

#### 支援を望む具体的な内容

- 実施頻度が少ない事務における他の発注者とのノウハウ等の情報共有
- 実施頻度が少ない事務における他の発注者の仕組み(外部有識者会議、処理システム等)の活用
- 発注関係事務の支援者に求める資格等の基準等の提供
- 発注関係事務の基準・要領類の発注者間での共有
- 発注関係事務のガイドライン・手引き類の提供
- 発注関係事務の代行や支援等の人的サポート
- 国等における発注関係事務の常時相談窓口の設置
- 発注関係事務に関する人材育成の研修等の開催、講師の派遣
- その他 ( )



支援の内容を検討